

東成区発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「モノづくり体験」イベント運営業務委託経費	催事 総合イベント	株式会社ルート	1,683,000 円	令和4年12月28日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

「モノづくり体験」イベント運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ルート

3 随意契約理由

本事業は、次世代を担う子どもたちに「東成区の地域資源」であるモノづくりに関わる機会を提供するための体験型イベントを実施し、モノづくりに対する関心や興味を持ってもらうとともに、次世代の人材確保や育成、区への愛着心の醸成へと繋げていくことを目的とする。

事業目的を達成するためには、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活かす必要があるため、事業者選定方法としては、事業者の技術力や創意工夫を評価することができる公募型プロポーザル方式を採用した。提案者は1者のみであったが、審査の結果、全委員の点数が60点以上であったため株式会社ルートと本事業の委託事業者として選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

5 担当部署

東成区役所 市民協働課（06-6977-9904）